



2030年ネイチャーポジティブ達成に向けて、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援します

1. 事業目的

- ① 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で盛り込まれたネイチャーポジティブや30by30等の新たな世界目標の確実な達成と各地域での世界目標達成の具体的な指針となる生物多様性地域戦略で設定された目標を達成するため、地域における生物多様性の保全・再生に資する活動を支援し、国土全体の生物多様性の保全・再生を推進する。
- ② 各地域の取組を支援だけでなく、自立化を促進する。

2. 事業内容

- ・「地域生物多様性増進法（令和7年施行）」「生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年閣議決定）」において、地方公共団体や事業者、民間団体、地域住民等の多様な主体の連携・協働による活動の促進が必要とされている。
- ・法に基づく指定種や保護地域に係る取組、法定計画の策定とそれに基づく取組等、国としても促進すべき下記事業を地域が行う場合に、短期的に支援。

- ① 生物多様性増進活動の基盤整備（交付率1/2、原則2年）
- ② 生物多様性増進活動の活動基盤強化（定額:上限150万円、原則2年）
- ③ 重要地域の保全・再生（交付率1/2、原則2年）
- ④ 動植物園等による生息域外保全（定額:上限200万円、原則3年）
- ⑤ 国内希少種の生息環境改善（定額:上限250万円又は上限150万円、原則3年）
- ⑥ 重要里地里山等における社会経済的課題と環境的課題を統合的に解決しようとする活動（交付率1/2、原則2年）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接交付事業（交付率3/4、1/2又は定額）
- 交付対象 非営利団体、地方公共団体、民間事業者 等
- 実施期間 平成20年度～

4. 活用事例

事例1 出雲・雲南地域広域連携生態系ネットワーク推進事業（R1～R3）（島根県出雲市・雲南市）

コウノトリやトキと共に生きる持続可能な地域の実現に向けて、出雲・雲南地域生物多様性連携保全活動計画を作成し、環境づくりや普及啓発活動等を実施。

事例2 フサゲルリガササの住み続ける草原の生息環境保全（H30～R2）（岡山県真庭市）

日本固有種で生息地が極めて限られる草原性の希少昆虫「フサゲルリガササ」の生息環境維持・改善（火入れ等）。



事例3 三井楽ふるさと景観の椿林・円畑・スケアン再生で地産品ブランド化事業（R3～R5）（長崎県五島市）

放棄された円畑（まるはた）、椿林等を再生し、生物多様性の復元と併せて円畑で栽培したサツマイモをカンコロ餅及び周辺椿林からの椿油を「五島の円畑」としてブランド化。

生物多様性保全推進支援事業（交付金）事業メニュー

概要

地域における生物多様性の保全再生に資する活動等（ソフト事業）に対し、必要な経費の一部を交付。
令和7年度メニューは以下のとおり。（黄色：新設、赤字：令和6年度からの変更）

対象事業	交付対象となる事業内容	交付対象事業者	交付率・交付額	事業期間
(1) 生物多様性増進活動基盤整備	① 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 地域生物多様性増進活動支援センターの設置又は運営に係る体制構築並びに同センターが実施する取組	① 地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等 ② 支援センターの設置者/管理者又は設置を予定している地方公共団体	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(2) 生物多様性増進活動実施強化	増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の計画区域又は自然共生サイトにおける管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組	地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の活動主体及びこれに類する者	定額 1件あたり150万円まで ※ 生物多様性維持協定を締結している場合は上限250万円	原則2年以内
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサル条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、 自然再生事業実施計画区域 内における生息環境の保全再生（令和6年度までに採択された継続事業のうち、 自然共生サイト内における事業を含む ）	地域生物多様性協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者	定額 1種あたり200万円まで	原則3年以内
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組	地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等	定額 1件につき150万円まで ※ 保全計画策定を含む場合は初年度に限り上限250万円	原則3年以内
(6) 里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、 生物多様性増進活動計画区域 等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動	里山未来拠点協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の1/2以内 ※ 令和6年度までに採択された継続事業のうち、他のモデルケースになるものに限り3/4以内	原則2年以内 (最長3年)

※ 令和7年度より間接交付となります。

※ 交付要綱、公募要領、採択実績等は下記のウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/index.html

自然共生サイト認定・活動の自走化に向けた財政支援（令和7年度主な拡充内容）

- ネイチャーポジティブの推進に向け、自然共生サイトの（１）認定を目指す、又は（２）活動の継続・強化による質の向上や自走化を目指す民間団体等への支援を拡充
【交付対象：民間団体単独でも申請可能、交付率：（１）1/2以内、（２）定額150万円、事業期間：原則2年以内】
- 自然共生サイトにおける（６）環境的課題と社会的課題の統合的な解決を目指す活動について引き続き支援

自然共生サイトの認定～質の向上・活動の自走化へ

（１）生物多様性増進活動基盤整備

Plan

自然共生サイトの認定に必要となる増進活動計画の作成（活動地域の状況把握や生物調査、目標設定、モニタリング計画立案）など初期段階の金銭的負担の大きい活動を支援

- ① 現況・土地利用の把握、生物調査の実施、実施区域の設定
- ② 生物多様性保全の目標（維持、回復、創出）の設定
- ③ 目標達成に必要な活動の設定、活動効果を把握するモニタリング手法の設定
- ④ 目標達成のための適切な期間、時期、体制の設定

（６）里山未来拠点形成支援

Do

Check

生物多様性の保全活動に加え、社会的課題の解決に取り組む、事業の持続性を確保する活動を支援

- ① 自然資源を活用した地域振興（商品開発、エコツアー等）により保全活動に必要な資金を確保
- ② 保全活動の後継者不足を解決するために人材育成を実施 など

※本メニューは地方公共団体等とその他の主体で構成する協議会が交付対象。

（２）生物多様性増進活動実施強化

Action

保全活動の実施・モニタリングを通じ、当初予定していた活動をより効果的にするための調査や自走化のための取組等を支援

- ① 生物調査
- ② 有識者へのヒアリングを踏まえた対応
- ③ 新たな目標、活動手法の設定
- ④ ネットワーキング（地域連携）の構築、強化

